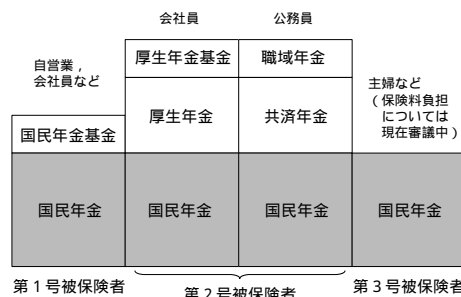


国民年金制度とは？

『国民年金制度とはどのようなものなのか？』

『65歳になったら毎年お金をもらえるしくみ』ということだけでは50点もあげられない。意外に知られていないことであるが、他にもいくつかの給付がある。年金について説明する。

- 老齢給付
- 傷害給付
- 遺族給付



老齢給付

我々が65歳以上になって支給されるお金は、この老齢給付と呼ばれるものである。条件にもよるが、1年間に794,500円の給付を受けられる。毎月になおすと6万6千円程度のお金だが、収入のないお年寄りにとっては貴重な収入源である。ただし、この給付額は加入している年金の種類や条件によって増減する。年金の種類は3つある。

- ・第1号被保険者・・・自営業や医者など
- ・第2号被保険者・・・民間企業の会社員，公務員など
- ・第3号被保険者・・・第1号，第2号に加入している人の配偶者(主婦など。配偶者とは自分が結婚した相手のことをいう。)

第1号被保険者の場合、保険料(13,300円)を自分で負担しなければならない。第2号被保険者の場合は、収める保険料は収入によって異なるが、年収500万円ぐらいの人であれば3万円以内といったところだろう。ただし、これにはカラクリがある。労使折半という決まりで、企業が半分負担してくれる。結局のところ、第2号被保険者が払う保険料はだいたい第1号被保険者と同じくらいということになる。ということは、当然ながら老後の支給額は第2号被保険者の方が多くなるというわけだ。フリーターと会社勤めでは大きく異なることの一つがこれである。フリーターは第1号被保険者なので全額自分で掛け金を支払う。一方会社勤めの人はいはだいたい払う額は同じなのに、老後に支給されるお金はフリーターよりも多くなるというわけ。会社に所属すると会社に守られているということなのだ。前述に年間794,500円の給付と書いたが、第2号被保険者はそれよりも多く、生涯の平均年収が500万円ぐらいの第2号被保険者だとすると年間110万円ぐらいの給付を受けられる。(条件によって変わるのであくまでも目安として考えて欲しい)

ちなみに、世の中には“年金なんかクソくらいだ”，“毎月払うなら自分でコツコツためておいた方がいい”などとバカなことをいう輩がいる。例えば月々13,300円で40年間払い続けたとすると支払い総額は638万円ぐらいになる。この638万円を最低支給額79万円で割るとどうなるか？およそ8年間で支払った額を回収できることになる。人生が病気や怪我がなく72歳でポッキリ死ぬというのであれば年金を払う利点はないが、現実には予想のできないドラマ。老後の安心も同時に買うと考えれば精神的にも安心できる。また、考え方によっては80歳まで生きるとすればまるまる638万円を受け取れてお得ということになる。このようなしくみは一般の生命保険会社にはできない。それができるのは、年金が国の援助(お金)を受けて運営しているからである。もし、良い保険と悪い保険があったらあなたはどちらを選ぶだろうか？また、良い保険が義務であったら、と考えると年金加入は当たり前であろう。

傷害給付

もし、自分が何らかの事故で傷害を持ってしまったら？と考えたことはないだろうか。まだ考えたことがない人はこの機会に考えてみよう。もし、手足が不自由になると精神的にも辛いし、経済的にも大変な影響がある。まず、働けない。また、介護してもらう必要があるので何かとお金が必要になる。障害者を守るさまざまな援助があるが、傷害給付もそうした援助の一つ。傷害の程度によって異なるが、これも老齢給付のように年間数十万の給付があり、最低でも59万6千円の給付額になっている。